

(仮称) 沢又山高原風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する
知事意見について

1 総括的事項について

- (1) 環境影響評価は、事業者が行った環境影響評価の結果等を公表し、広く住民や関係地方公共団体等から意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度であるが、当該事業の環境影響評価準備書手続が住民や関係地方公共団体が意見を述べる最後の機会であったにもかかわらず、環境影響評価方法書に記載している調査の一部が理由の記載もなく行われておらず、かつ記載内容も整合性に欠けるなど、標準的な要件を満たしていない環境影響評価準備書を作成し縦覧に供したことは遺憾である。

環境影響評価書の作成に当たっては、十分な調査、予測及び評価を行うとともに、必要な保全措置及び事後調査を実施することとし、その内容をわかりやすく記載すること。

- (2) 対象事業実施区域近傍には集落が存在し、風車の設置工事に伴う水源への影響、風車の稼働に伴う騒音や低周波音による健康被害、風車の影に対する不安や景観への影響、家畜を含めた動植物への影響等を懸念している住民が多いことから、地域住民に対しては、その影響等について事前に丁寧に説明を行い、理解が得られるよう努めることとし、その説明経緯等について環境影響評価書に記載すること。

また、再評価の結果等を踏まえ、必要に応じて風力発電機の設置基数及び設置位置の見直しを行うとともに、風力発電機の設置位置の選定理由と周辺住宅からの距離の妥当性についてわかりやすく環境影響評価書に記載すること。

さらに、地域住民の不安や懸念が払拭されるよう、最新の知見や技術を導入するなど、最大限の環境保全措置を講じること。

- (3) 資材搬入道路の設置や林道等を拡幅する工事については、動植物への影響や土砂流出等が懸念されるため、拡幅等を行う予定の場所を全て明記するとともに、その影響について評価し、環境影響評価書に記載すること。

- (4) 全ての評価項目について、調査地点、予測地点及び調査時期等の選定根拠を、その妥当性を含めて環境影響評価書に記載すること。

また、調査地域及び予測地域の範囲を定量的に示すとともに、その選定根拠を環境影響評価書に記載すること。

- (5) 事後調査を実施する項目については、調査の時期、期間及び頻度等を環境影響評価書に記載すること。
- (6) 環境影響評価書に記載する環境影響評価法第21条第2項第4号に規定する事業者の見解については、具体的でわかりやすい内容とすること。
- (7) 環境影響評価書作成段階で事業の内容を変更する必要がある場合は、当該変更による環境への影響について予測及び評価し、その結果に基づく必要な環境保全措置を講じること。

2 大気環境について

- (1) 粉じん等については、現地における風向・風速を調査し、予測及び評価を行うこと。
- (2) 施設の稼働に伴う騒音については、当該地域に環境基準の類型指定がないためA、B類型の基準を準用し「周辺環境に与える影響は十分に小さいものと評価される」と結論付けているが、類型指定されていない地域は「良好で静音な地域」であり、引き続き現状を維持することが望まれる地域であることから、A、B類型を準用する理由を含め評価結果の妥当性を環境影響評価書に記載すること。
- (3) 騒音・低周波音の予測対象条件の選定根拠及びその妥当性を環境影響評価書に記載するとともに、予測の不確実性を踏まえ、複数の予測対象条件（風向、風速、季節及び予測地点等）を設定するなど、十分な予測及び評価を行うこと。
また、騒音・低周波音の予測に当たっては平常時における年間及び各月の風況の状況、並びに年間及び各月の風配図を十分把握するとともに、その状況に応じた影響について予測及び評価を行うこと。
- (4) 施設の稼働に伴う低周波音については、一部の周波数帯域において感覚閾値を超えているものの「影響は小さいと評価される」と結論付けられているが、結論に至る科学的根拠について環境影響評価書に記載すること。
- (5) 粉じん等、騒音及び低周波音に係る予測については、現地における複雑な地形等を的確に反映することは困難であり、予測に基づく不確実性が小さいとはいえないことから、事後調査を必ず実施することとし、その旨環境影響評価書に記載すること。

3 水環境について

- (1) 工事中及び施設供用後において発生する濁水及び生活雑排水の環境保全措置について、環境影響評価書に記載すること。
- (2) 対象事業実施区域周辺には水道水源や飲用井戸が多数存在することから、対象事業実施区域周辺の水道水源等の位置を明記し、これら水道水源等への影響や講じる環境保全措置について環境影響評価書に記載するとともに、水道水源等への影響を確認するため事後調査を実施することとし、その旨環境影響評価書に記載すること。

4 電波障害について

対象事業実施区域周辺におけるテレビ電波の状況に加え、ラジオや無線等の電波への影響についても調査、予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価書に記載すること。

また、対象事業実施区域周辺は、テレビ電波の受信状況が不良な地域であることから、電波障害に係る事後調査を実施することとし、その旨環境影響評価書に記載すること。

5 風車の影について

風車の影については、冬至日における予測及び評価を行い、風車の影による影響は実行可能な範囲で低減されていると評価しているが、冬至日のみならず、年間を通じた予測を行い、年間30時間以上風車の影となる範囲に住宅等が存在する場合については、風力発電機の設置位置や基数を変更するなど必要な環境保全措置を講じることとし、その旨環境影響評価書に記載すること。

6 動植物・生態系について

- (1) コウモリ類の調査については、春季と夏季（梅雨時期）に実施し、重要なコウモリ類は確認されなかったとしているが、コウモリ類の活動は残暑の時期に活発となることから、コウモリ類の状況が適切に把握できる時期（8月下旬から9月）に追加の調査を実施し、再度、予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を含めて環境影響評価書に記載すること。

(2) 渡り鳥の秋季の調査については、9月上旬に調査を実施し、群れの移動は確認されなかったとしているが、9月上旬は秋の渡りには早い時期であることから、渡りの状況が適切に把握できる時期(9月下旬から11月上旬)に追加の調査を実施し、再度、予測及び評価を行い、必要な保全措置を含めて環境影響評価書に記載すること。

(3) 対象事業実施区域は蓬田山鳥獣保護区の一部であり、希少猛禽類の飛翔が多数確認されるなど、バードストライクが懸念されることから、ブレードへの彩色等の環境保全措置を検討するとともに、事後調査を必ず実施することとし、その旨環境影響評価書に記載すること。

また、工事着手前における猛禽類の繁殖状況調査を実施し、新たな営巣が確認された場合は繁殖期間中の工事を差し控えるなど、専門家の意見を聴きながら適切な環境保全措置を講じることとし、その旨環境影響評価書に記載すること。

(4) 工事期間中に希少な植物を確認した場合は移植などの措置を講じるとしているが、移植等実施する場合には専門家の意見を聴きながら適切な環境保全措置を講じることとし、その旨環境影響評価書に記載すること。

(5) 生態系の評価に当たっては、対象事業実施区域周辺で多く確認されている猛禽類を上位性種として再評価すること。

また、事後調査により生態系への影響が確認された場合は、専門家に意見を聴くなどして適切な環境保全措置を講じること。

7 その他

(1) 対象事業実施区域及び周辺の概況、並びに予測に用いる文献情報については、入手可能な範囲の最新のデータを把握したうえで評価を行うこと。

(2) 環境影響評価準備書と環境影響評価書との変更点等をわかりやすく環境影響評価書に記載すること。

(3) 環境影響評価書作成に当たっては、関係法令を遵守するとともに、法令等に基づく事前協議を行うなど適正な手続を経ること。

(4) 環境影響評価書の作成に当たっては、上記の内容を十分に踏まえたものとするとともに、講じる具体的措置について、環境影響評価書作成前に福島県知事に報告し、意見を求めること。